

坂戸、鶴ヶ島下水道組合業務委託標準契約約款

(契約の履行)

第一条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面等に従い、契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第二条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容を変更することができる。

— 一条文 (A-1) —

(建築設計業務に係る著作権の帰属)

第三条 この契約が建築設計業務の委託の場合において、成果品又は成果品を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第二章及び第三章に規定する著作者の権利（以下、この条から第三条の五までに置いて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第三条の二 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果品の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果品の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

一 成果品を利用して建築物を一棟（成果品が二以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき一棟ずつ）完成すること。

二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ若しくは改変させること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第三条の三 受注者は、発注者に対し、成果品又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果品又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第十九条第一項及び第二十条第一項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第三条の四 受注者は、成果品又は本件建築物に係る著作権法第二章及び第三章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第三条の五 受注者は、その作成する成果品が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果品が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

— 一条文 (A-2) —

(建築設計業務に係る著作権の譲渡等)

第三条 この契約が建築設計業務の委託の場合において、受注者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第二章及び第三章に規定する著作者の権利(著作権法第二十七条及び第二十八条の権利を含む。以下、この条から第三条の四までに置いて「著作権等」という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法第二章第二款に規定する著作者人格権を除く。)を当該成果品の引渡し時に発注者に譲渡する。

(著作者人格権の制限)

第三条の二 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第十九条第一項又は第二十条第一項に規定する権利を行使してはならない。

一 成果品又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

三 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

四 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

一 成果品又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第十九条第一項又は第二十条第一項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第三条の三 発注者は受注者に対し、成果品を複製し、又は、翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第三条の四 受注者は、その作成する成果品が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果品が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

— 一条文 (B) —

(土木設計業務に係る著作権の譲渡等)

第三条 この契約が土木設計業務の委託の場合において、受注者は、成果品が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第二十一条から第二十八条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないうちにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第二十二条の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第十条第一項第九号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第十二条の二に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

— 一条文（C） —

（業務に係る著作権の譲渡等）

第三条 受注者は、成果品が著作権法（昭和年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第二十一条から第二十八条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

- 2 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第二十二条の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第十条第一項第九号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第十二条の二に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

[注] 条文（A—1）、（A—2）、（B）、（C）は当該業務の内容に応じて、選択的に適用する。建築設計業務の選択に当たっては、原則として条文（A—1）を選択することとし、象徴性、記念性が極めて高く、他の類似の建築がなされることを確実に回避する必要がある場合、同一又は類似の設計に基づく建築を繰り返し行う場合は条文（A—2）を選択する。

（一括再委託等の禁止）

第四条 受注者は、この委託業務（以下「業務」という。）の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第五条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方

法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第六条 発注者は、監督員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約に基づく発注者の権限のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場責任者又は技術管理者に対する指示、承諾又は協議

二 仕様書等に基づく工程管理、立会い、履行状況の検査又は確認

(現場責任者及び技術管理者)

第七条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

4 現場責任者及び技術管理者はこれを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第八条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

第九条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

(履行期間の延長)

第十条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第十一条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第十二条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに完了報告書により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から十日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を

受けなければならない。この場合、前二項の規定を適用する。

- 4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(委託金額の支払)

第十三条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続きに従って委託金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった日から三十日以内に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第十四条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に年二・七パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が百円に満たないときは、これを徴収しない。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年二・七パーセントの割合を乗じて計算した額の支払を発注者に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第十四条の二 この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約の締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の十分の二に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一項第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項（独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第七条若しくは第八条の二の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第八十九条第一項に規定する刑が確定したとき。
 - 五 この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者が

その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

- 3 受注者が前二項の賠償金を発注者の指定する期間内に発注者に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年二・七パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(部分払)

第十五条 受注者は、業務の履行完了前に、業務の履行済部分に相応する委託金額相当額について、契約書記載の回数以内において次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。

- 2 受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の履行済部分について、履行済みであることの確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認を行い、受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、第二項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して十四日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 4 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項中「委託金額相当額」とあるのは、「委託金額相当額からすでに部分払の対象となった委託金額相当額を控除した額」とするものとする。

(負担区分)

第十六条 この業務を履行するため、受注者が使用する電力、ガス、給水及び電話の料金等は、受注者が負担する。ただし、発注者の管理施設等で業務を履行する場合、必要最小限度のものについては、発注者の負担とする。なお、仕様書で負担区分が明記してあるものについては、それぞれの負担区分によるものとする。

(受注者の業務従事者の災害に対する措置)

第十七条 受注者は、委託業務の履行に関して生じた受注者の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(受注者の法令上の責任)

第十八条 受注者は、業務従事者にかかる労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)そのほか労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(発注者の解除権)

第十九条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないと、明らかに認められるとき。
- 二 第四条の規定に違反したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認めら

れるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第二十条 発注者は、業務が完了しない間は、前条に規定する場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約が解除された場合等の違約金）

第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第十九条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（第十九条第四号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の違約金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第二十一条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第九条の規定により業務の内容を変更したため、委託金額が三分の二以上減少したとき。

二 第九条の規定による業務の中止の期間が契約期間の十分の五以上に達したとき。

2 第二十条第二項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（秘密の保持）

第二十二条 受注者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（個人情報の保護）

第二十三条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項)

第二十四条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(平成29年6月1日施行)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第一 この契約により、坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例（平成十八年坂戸、鶴ヶ島下水道組合条例第一号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(用語の定義)

第二 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 特定個人情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第七条第一項又は第二項の規定により、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。）をその内容に含む個人情報をいう。

(秘密保持)

- 第三 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての説明を行い、その旨を報告書（様式第一号）により発注者に報告しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の説明を行った後速やかに、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報保護に関する誓約書（様式第二号）を発注者に提出させなければならない。

(安全確保)

- 第四 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いに関し、管理責任者を定めるとともに、当該管理責任者、個人情報の保管場所（第六において「管理区域」という。）及び個人情報を利用する作業場所（第六において「取扱区域」という。）を個人情報管理責任者等について（通知）（様式第三号）により発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。以下この項において同じ。）を利用してこの契約による事務に係る個人情報を処理するときは、受注者以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

(再委託を行った場合の措置)

- 第五 受注者は、個人情報を取り扱う事務を処理するに当たり、契約約款に基づき発注者の承諾を得て再委託を行った場合は、再委託を受けた者（以下「再受託者」という。）に対し、第三第二項及び第三項並びに第四第二項の規定による報告書、誓約書及び通知書を発注者に提出させなければならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾を得て再委託を行う場合において個人情報を取り扱うときは、この特記事項により受注者が講ずることとされた措置に準じた措置を再受託者が講ずる旨を明記した契

約書により契約を締結し、その写しを発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、再受託者に対し、更に他の第三者にこの契約による事務に係る個人情報の取り扱いをさせてはならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第六 受注者は、発注者の承諾を得て再委託を行う場合を除き、個人情報を管理区域又は取扱区域の外へ持ち出してはならない。

(収集の制限)

第七 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内（特定個人情報にあつては、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合に限る。）で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第八 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報（特定個人情報を除く。）を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 受注者は、いかなる場合においても、この契約による事務に係る特定個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第九 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(発注者による監査)

第十 発注者は、この契約による事務に係る個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受注者に対して個人情報を取り扱う事務の管理状況等について監査を行うことができるものとし、受注者は、これに協力し必要な情報を提供しなければならない。

2 前項の監査の結果、受注者の個人情報の安全管理体制について、改善の必要があると発注者が判断したときは、発注者は、受注者に対し、その改善を指示することができる。

(事故発生時の報告義務)

第十一 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第十二 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに、発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

2 受注者は、個人情報を処分する場合には、当該個人情報を削除し、又は廃棄したことについて、その日時、場所及び方法を発注者に対して通知しなければならない。

(漏えい事案に係る受注者の責任)

第十三 受注者は、その支配が可能な範囲内におけるこの契約による事務に係る個人情報の漏えい等に関し、責任を負うものとする。

2 個人情報の漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、発注者に対する損害賠償請求の申立てがされたときは、受注者は、当該申立ての調査解決等について発注者に協力するものとする。

3 前項の申立ての内容が第一項に定める受注者の責任の範囲に属するときは、受注者は、発注者が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。

4 個人情報の漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、受注者に対する損害賠償請求の申立てがされたときは、受注者は、当該申立てを受け、それを認識した日以後速やかに、発注者に対し、当該申立ての事実及び内容を書面で通知するものとする。

5 発注者が必要と判断するときは、発注者は、受注者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲

において、前項の申立ての解決に必要な指示又は援助を行うことができる。

6 第一項から前項までの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、なおその効力を有する。

(契約解除及び損害賠償)

第十四 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(平成29年6月1日施行)